

公 表 日

平成 年 月 日

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 工事の名称                        | 平成30年度諫早排水機場ポンプ設備修繕工事  |
| 工事概要                         | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 長崎河川国道事務所長<br>本田 卓<br>長崎市宿町316-1  |
| 契約年月日                        | 平成30年 9月10日  |
| 契約業者名                        | クボタ機工(株)   |
| 契約業者の住所                      | 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8   |
| 契 約 金 額                      | 14,850,000円(税込み)   |
| 予 定 價 格                      | 14,990,400円(税込み)   |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)   |
| 工 事 場 所                      | 長崎県諫早市八天町地先  |
| 工 種 区 分                      | 機械設備工事   |
| 工事期間(自)                      | 平成30年 9月11日  |
| 工事期間(至)                      | 平成31年 2月28日  |
| 備考                           | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 随意契約理由書

1. 工事名 平成30年度 諫早排水機場ポンプ設備修繕工事
2. 施工場所 長崎県諫早市八天町地先
3. 隨意契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号  
会社名：クボタ機工株式会社 九州営業所  
電 話：092-473-2485
4. 隨意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

### 1)当該工事の目的

本工事は、長崎河川国道事務所が管理する諫早排水機場ポンプ設備の主ポンプ操作盤及び補機盤が経年により信頼低下をきたしているため修繕を実施し維持管理に万全を期するものである。

### 2)工事の内容

#### 諫早排水機場ポンプ設備

- |              |    |    |
|--------------|----|----|
| ・ 1号主ポンプ操作盤内 | 修繕 | 1式 |
| ・ 2号主ポンプ操作盤内 | 修繕 | 1式 |
| ・ 補機盤内       | 修繕 | 1式 |

### 3)随意契約に付する理由

本工事の目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕を行わなければならないが、それには当該設備の工事契約の受注者(以下「受注者等」という。)が独自に管理保有している技術ノウハウ(以下「ノウハウ」という。)が必要である。

また、排水機場ポンプ設備は、設備全体が各製作メーカーのノウハウによりシステム構成されており、システムの一部を構成する機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要である。

上記業者は、諫早排水機場ポンプ設備に関して、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、受注者等のノウハウを有し、システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している受注者等として上記業者を特定し、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、上記業者以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったが、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかった。

そのことから、上記業者が本工事を履行できる唯一の受注者等と判断し、当該法人との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
防災課長